

9 月 教 育 委 員 会 会 議 会 議 録

日時：令和6年9月11日（水） 午後2時15分

場所：山口県教育庁教育委員会室 (公開)

教 育 長	<p>それでは、ただいまより令和6年9月の教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>最初に本日の署名委員の指名を行います。</p> <p>藤田委員と伊藤委員、よろしくお願いします。</p> <p>それでは、本日の議題の審議に入る前に、審議の公開の可否について決定したいと思います。本日の議題のうち、議案第2号、報告事項3は、教育行政の公正又は円滑な運営に支障を生じるおそれがあることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」の規定に基づき、非公開とすることが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。</p>
全 委 員	承 認
教 育 長	<p>それでは、議案第2号、報告事項3については非公開で審議することといたします。</p> <p>それでは、議案の審議に入りたいと思います。議案第1号について、学校運営・施設整備室から説明をお願いします。</p>
学校運営・施設整備室次長	<p>議案第1号「損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての意見の申出について」御説明いたします。資料①の2ページを御覧ください。</p> <p>案件の概要についてですが、本年5月26日に下松工業高等学校において、校舎外壁のコンクリートが剥がれ落ちて、校舎下に駐車中の教職員の自動車に損傷したことに對しまして、県の過失による損害賠償の額を定めるものでございます。</p> <p>学校は、学校保健安全法による日常の安全点検の実施義務を負っていることから、県に過失がないとすることは困難であり、過失割合については、県側100%とし、車両修理費119万7,964円を損害賠償額とするものです。本件については、知事が地方自治法第180条第1項に基づく専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により、議会に報告するに先立って、教育委員会への意見照会があったものでございまして、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、教育長が臨時に代理して「異存ない」旨の意見を申し出ましたので、御報告の上、承認をいただきたく、お諮り申し上げます。</p>
教 育 長	ただいま、学校運営・施設整備室から議案第1号について説明がありました。意見、質問はありますか。
和 泉 委 員	非常に残念な事故ですが、今お話しがあったように、日ごろの安全

<p>学校運営・施設整備室次長</p>	<p>点検義務を、今回は子どもに当たったら大変なことです。落ちそうなところは叩き落すなど、日ごろからされているとは思いますが、安全環境を保つよう御尽力をよろしくお願いします。</p> <p>日常点検業務をするとともに、改修が必要な個所については、順次していきたいと思います。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第1号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
<p>全 委 員</p>	<p>承 認</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第1号を承認いたします。 続いて議案第3号について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>議案第3号「令和6年度山口県教育委員会の点検・評価」について御説明いたします。県教委では、令和5年度に教育振興基本計画、今後は計画と申しますが、この計画を策定したところであり、今回は、新たな計画に基づき昨年度に実施した事務事業について、初めて実施する点検評価となります。また、こうした機会をとらえ、点検評価方法の見直しを行っております。後ほど、見直し内容や、変更した点検評価報告書の様式の見方についても説明をさせていただきたいと思っております。それでは資料①の6ページを御覧ください。</p> <p>まず、「1 根拠」ですが、この点検評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき実施するものです。本日の会議で御審議をいただいた後、9月定例県議会に報告し、その後、公表することとしています。「2 点検・評価の対象」は(1)と(2)の2点となります。「3 点検・評価①：教育委員会の活動状況」の部分には、令和5年度の主な活動内容と件数等について記載しています。教育委員の皆様は活動内容ですので、説明は省略させていただき、一番下の総評の欄を御覧ください。令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけも見直され、令和4年度に比べて、より幅広く、活発な活動が行われたところです。</p> <p>次に、7ページを御覧ください。「4 点検・評価②：事務事業の実施状況」です。この部分では、事務事業の評価方法の見直し内容について御説明します。7ページの上半分にお示している二つの枠を御覧ください。従来の評価方法は、事務事業の取組状況について、担当課の自己評価による採点と、推進指標に係る数値に基づく採点とを、合算して評価しておりました。この方法では、指標だけでは把握できない部分も含めて、事務事業の取組を評価に反映できる反面、例えば、取組状況の自己評価は順調としたものの、推進指標による客観評価は課題ありとなるなど、自己評価と客観評価に齟齬が生じる事例がありました。そこでより客観性を高めるため「変更後」のように、推進指標のみを使って評価する方法に変更したところです。また、昨年度、新たな計画を策定した際には、施策の進捗を多面的に評価できるよう施策ごとに複数の推進指標を設定するようにしています。このため、計画全体の推進指標の件数は、前の計画の51指標から83指標に増加しています。</p>

それでは、新たな点検評価の方法をもう少し具体的に御説明いたします。7ページの真ん中あたりに「点検・評価の方法」という項目を立てています。推進指標については、計画の期間である5年間で、目標値の達成を目指すことをベースとし、基準値から1年に20%ずつ増加させ、5年間で目標値を達成することを標準的な進捗とします。一方で、実際の進捗率の計算ですが、7ページの真ん中あたりの[評価基準]という表の下の一つ目の※に記載した計算式により算出することとしています。分母は目標値と基準値の差であり、これに対して分子は当該年度の実績値と基準値の差となります。

このようにして算出した進捗率をページ中ほどの評価基準の表の、今回は太枠で囲んだ1年目の部分に当てはめ、★の数を5段階で決定する、という評価方法となります。この評価方法は、県の総合計画であるやまぐち未来維新プランに基づく政策評価でも同様に行われています。

それでは、実際の点検・評価報告書の様式を御覧いただきながら御説明いたします。8ページから10ページにかけては、点検・評価報告書の見方について説明するために、議案第3号別冊資料の中から、7番目の施策「キャリア教育・進路指導の充実」を抜粋してきたものです。

まず、8ページ「1 施策の方向性」については、計画に掲載している当該施策の「今後の方向性」の内容を記載しています。次に「2 推進指標の進捗状況」についてです。こちらは、推進指標の進捗率をもとに評価を行った部分です。黒い■の部分がこの施策で設定している推進指標で、基準値が計画策定時点の現状値、目標値が令和9年度の目標値です。

まず、評価の仕方についてです。上から3番目の■にある推進指標「地域と連携して1/2成人式や立志式を行っている公立小・中学校の割合」を御覧ください。先ほどの計算式で進捗率を計算しますと、記載はしていませんが、小学校は78.4%となります。この率を7ページの表に当てはめてみると、★四つ「計画を上回る」となり、8ページに戻って、一番右の欄にその評価を記載しています。

次に、一番下の■にある推進指標「高校生等の就職決定率」では、実績値は基準値よりも減少しており、進捗率を計算するとマイナスとなります。これは7ページの表に当てはめると、10%未満に該当し、★一つ「計画から大幅に遅れ」という評価になります。このように、評価が★一つまたは、★二つの場合は「計画を下回った要因と今後の展開方向」を下の部分に記載しています。

続いて、基準値が例外的な場合の評価です。基準値は、計画を策定した令和5年度の前年度である令和4年度の数値を使用しているケースが最も多いのですが、例外があります。一番上の■にある推進指標「中学校・高校卒業者のうち進路決定者の割合」を御覧ください。この指標は、計画を策定した時点で、令和4年度の数値が公表されておらず、基準値は令和3年度の数値としています。また、今回も令和5年度の欄には、実績として令和4年度の数値を入れ、評価を行うとともに、その旨を※印で記載しています。

次に、上から2番目の■にある推進指標「将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合」を御覧ください。この指標は、計画を策定した

時点で、令和5年度の数値が公表されていたため、基準値はその数値を掲げています。こうした場合は、今回の実績値も同じ数値となり、進捗を測ることができません。このため、本年度は評価の対象外として、「－」を記載しており、その旨を※印で記載しています。

続いて、9ページを御覧ください。「3 主な取組内容と成果・課題、今後の展開方向」についてです。今回は、■の項目は計画で、施策を推進していくための主な取組事項として記載している事項です。それぞれについて、昨年度の主な取組内容、その中での成果と課題、それを受けた今後の展開方向を整理しています。

次に、10ページを御覧ください。下の方に記載した「4 施策の進捗率」です。これは、下に※印で記載しているとおり、この施策の推進指標全体に占める★三つ以上の推進指標の割合であり、施策の進捗率としています。この「⑦キャリア教育・進路指導の充実」の施策について見てみますと、8ページから9ページにかけて推進指標は全部で9指標あります。しかしながら、2番目の「将来の夢や目標」という二つの指標は、評価の対象外としていますので、この2指標は分母から除きます。七つの指標のうち、★三つ以上の指標は三つですので、 $3 \div 7$ で、施策の進捗率は42.9%となります。

続いて、11ページを御覧ください。今申し上げた施策の進捗率について、計画に掲げる26の施策ごとに一覧表でお示したものです。このうち、施策の進捗率が0%の施策が四つほどあります。これらは、それぞれの施策で設定している推進指標がいずれも★二つ、計画を下回るか、★一つ、計画から大幅におくれているもの、あるいは基準値が令和5年度の数値のため、今回対象外としたものであったということです。従って、推進指標の進捗が全て0%であったということではありません。この点は、誤解を与えないよう11ページの上の方に注意書きを入れ、網掛けをしているところです。今回は新たな計画に基づく取組の最初の点検評価であり、評価方法の見直しも行っています。関係課においては、取組はもとより、点検評価に当たっても試行錯誤がありましたが、今回の評価結果を真摯に受け止め、各施策においてPDCAサイクルをしっかりと推進して、令和6年度以降の取組の充実につなげてまいりたいと考えています。

続いて、12ページを御覧ください。計画では、26の施策を六つの施策の柱にぶら下げて整理していますが、こちらは六つの柱ごとに推進指標全体に占める★三つ「ほぼ計画どおり」以上の推進指標の割合を一覧表でお示したものです。最後に13ページから17ページは、計画に掲げる83の全ての推進指標ごとに、進捗率に基づく評価結果を一覧表にまとめたものです。議案第3号の説明は以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

教 育 長

ただいま、教育政策課から議案第3号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。

和 泉 委 員

きめ細かな項目に対して、よい客観的評価ができるような指標や数値で与えるような評価をいただいていると思います。ぜひ、これを生かしてほしいと思います。いくつか質問ですが、13ページの施策①の4番ですが、「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取

	<p>り組む児童生徒の割合」ということで、目標90%ということですが、気持ちとしては、これは100%ではないかと思います。学習指導要領、教科書はそれで作られていますので、それをきちんとやれば100%になると思います。それと30番にある、教育ダッシュボード関連ですが、基準値が0%になっているのは理解しましたが、0%の年を基準値とするのは、違和感があります。同じように78番、81番も基準値が0%になっています。78番については、「研修奨励により、校内における教職員の協働的な学び合いが充実していると回答した学校の割合」とありますが、この研修奨励というのは、研修履歴を基にした管理職からの教員への指導が初めてになるから0%であるという理解でよろしかったでしょうか。</p>
教職員課長	<p>新しい研修制度ということで、校長との面談等をとおして、本人のキャリアステージに応じて受けるものを進めていくということです。制度運用されたところですので、基準値は0%となっています。</p>
和泉委員	<p>理解しましたが、これまでも年3回、管理職と教職員との面談があったと思うのですが、そういうところでも協働的な学びについての指導がされていたと思うので、そのときの実態と比べてどうなのかというのが気になりました。それと81番が「教育課程内において、地域・社会との協働活動を行った県立高校等の割合」ということで、これは基準値が0%となっていますが、これはどういうことか御説明いただけたらと思います。また、令和5年の実績値は40%となっていますが、高校にも専門学科や普通科など少し差があるように感じますが、その辺も少し教えていただけたらと思います。</p>
教育情報化推進室次長	<p>先ほどのダッシュボードの関連ですが、県立学校において、昨年度システムの連携であるとか、基本的な基盤を構築したところですが、今年度、6月から協力校2校に先行して、ダッシュボードを運用し始めました。協力校の方から、使い勝手や運用方法について伺っているところで、それらを踏まえまして、修正をかけまして、10月の下旬以降に全县に展開する予定としています。基準値が0%というところですが、今後検討していきたいと思います。</p>
地域連携教育推進課長	<p>令和5年度に、やまぐち型社会連携教育の推進事業を始めてからの数値ということで、令和4年度は0%になっているところですが、3か年で19校ずつ指定していくので、県立高校の数48校に対して19校ということで39.5%、つまり40%となっております。</p>
藤田委員	<p>質問というか、お願いなのですが、いろいろな推進の指標があって、そういったことは大事だと思っています。13ページの施策①の2番にある「勉強が『好き』『どちらかといえば好き』である児童生徒の割合」について、小学校が61%、中学校が62%に対して目標が80%となっています。先ほど和泉委員からあったお話とつながるのですが、まず、学ぶことが好きというのを特に小学生のときに数値を上げないと、次のステップに進めないと思います。推進指標の文書だけでは判断ができないので、いろいろな施策がありますが、ここの</p>

	<p>目標をもっと高く持ってもらいたいです。まずは「学ぶことはすごくおもしろいことなんだよ」というテーマで、特に小学生のうちに学ぶ習慣を、歯磨きと同じくらいに当たり前のように子どもたちが感じてもらえるようにしていただけたらと思います。</p>
義務教育課長	<p>勉強が好きという子どもと、学力が高いという相関関係は全国的にも認められているものでありまして、まずは学習が好きになって、その中で学力を高めていくということは本当に大切な教育活動だと思います。加えて山口県では、コミュニティ・スクール100%を実施したということで、子どもにとって魅力ある教材を開発し、学校に地域人材を活用して、大人と子どもが共に学ぶ、いわゆる大人の学びというのを奨励しています。これは、大人の本気、大人に対する憧れというのを学校現場に持ち込んで、それを実感した子どもたちに、自ら学ぶ力を育てていきたいと考えているところです。そういった活動を通じて、学び、学習が好きという子どもを育てたいと思っています。</p>
小 崎 委 員	<p>教育委員として令和5年度もいろいろな学校に視察に行かせていただいたり、会議をとおして意見交換等もさせていただきました。事務事業の実施状況についてですが、事細かに丁寧に分析されていて、すごいと思いました。この結果は、各学校に周知されるのでしょうか。</p>
教育政策課長	<p>進捗状況や評価内容について、これまでは学校までは周知していなかったかと思います。</p>
小 崎 委 員	<p>どなたまで周知されているのでしょうか。</p>
教育政策課長	<p>基本的には教育委員会の中、ホームページには公開していくこととしています。事務局の中では、次の政策につなげていくということがこの評価の主な目的になりますので、事務局の中では共有していきます。言われたように学校等へはお知らせする必要があると思っています。</p>
小 崎 委 員	<p>この評価も現場の先生方に知ってもらいたいと思っていますので、是非、周知してほしいと思います。</p>
伊 藤 委 員	<p>私も小崎委員と同じように思っていたのですが、現場の職員というのは評価をもらうことによってモチベーションが高くなっていきます。いい状況で数値が上がっている施策に関しては、職員の方々が生きがいを感じて、また子どもに対しての環境を用意するということがつながりますので、よろしくお願いします。</p>
教育政策課長	<p>政策の内容は学校現場に関わるものがたくさんあります。また、学校現場からの意見を施策に反映させていく上で重要だと思っていますので、御指摘も踏まえ、学校にも展開していきたいと思っています。</p>
教 育 長	<p>議案第3号について、承認することとしてよろしいですか。</p>

<p>全 委 員 教 育 長</p>	<p>承 認</p> <p>議案第3号を承認いたします。 続いて議案第4号について、学校安全・体育課から説明をお願いします。</p>
<p>学校安全・体育課長</p>	<p>それでは、議案第4号「山口県いじめ問題調査委員会委員の任命について」御説明します。資料は18ページからです。本議案は、教育委員会の附属機関として設置している山口県いじめ問題調査委員会委員の任期満了に伴い、山口県いじめ問題対策協議会等の設置に関する条例第2条第3項の規定に基づき、9月1日以降の委員を任命するものです。任期は2年となっております。</p> <p>今回、お諮りする委員候補者は6名です。国が定めた「いじめ防止等のための基本的な方針」を参考に、これまでも、学識経験者や弁護士、医師、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する方を、それぞれ大学や関係する職能団体等から御推薦をいただいております。今回も同様の手続きを踏んでおります。委員候補者の詳細につきましては、資料19ページを御覧ください。委員候補者6名のうち5名は再任となります。1人ずつ説明させていただきます。</p> <p>まず、山口大学教育学部教授の 春日 由美 氏につきましては、山口大学からの推薦で、臨床心理学を専門とされ、今年度、県立山口中央高等学校・山口市立白石中学校分教室のスクールカウンセラーを務められるなど、学校現場の状況等にも精通されています。</p> <p>次に、弁護士の 中嶋 善英 氏につきましては、県弁護士会からの推薦で、県弁護士会子どもの権利委員会委員長を務められるとともに、県のFRアドバイザーとしても、指導、助言をいただいております。</p> <p>次に、医師の 茶川 治樹 氏につきましては、県医師会からの推薦で、岩国市医療センター医師会病院の病院長を務められるなど、地域医療においても御活躍されています。</p> <p>次に、今回が新任となりますが、臨床心理士の 肥塚 朋美 氏につきましては、県公認心理師協会からの推薦で、今年3月まで山口市立小中学校のスクールカウンセラーを務められていました。現在は、山口県立大学学生相談室の非常勤カウンセラーを務められるなど、学校現場の状況等にも精通されています。</p> <p>次に、社会福祉士の 杉山 美羽 氏につきましては、県社会福祉士会からの推薦で、認定NPO法人山口せわやきネットワーク職員として御活躍されるとともに、県子育て文化審議会委員としても指導、助言をいただいております。</p> <p>最後に、人権擁護委員の 原田 茂樹 氏につきましては、県人権擁護委員連合会からの推薦で、同連合会の子ども人権委員会委員長を務められるとともに、県いじめ問題対策協議会ネットワーク会議の委員としても、指導、助言をいただいております。</p> <p>いずれの方も、高い見識や豊富な経験をお持ちであり、いじめ問題調査委員会の委員としてふさわしい方であると考えております。本来であれば、教育委員会の承認を得て発令すべきところでありましたが、教育委員会会議に付議する時間的余裕がありませんでしたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定によ</p>

	<p>り、資料にお示したように9月1日付けで発令いたしましたので、御報告し、承認を求めるものでございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ただいま、学校安全・体育課から議案第4号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第4号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
<p>全 委 員</p>	<p>承 認</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第4号を承認いたします。 それでは、報告事項に入りたいと思います。報告事項1について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>報告事項1「令和6年度山口県文化財専門員の採用選考試験の実施について」御報告いたします。資料①の22ページを御覧ください。 「1 職種」から「4 職務内容」にかけてお示ししておりますとおり、本採用選考試験につきましては、主に埋蔵文化財の保護・活用、出土した考古資料に係る調査研究や展示等に当たる専門職員を確保するために実施するもので、令和7年4月1日付で1名程度を採用することとしております。 「5 応募資格」につきましては、3点ございまして、1点目に、昭和60年4月2日以降に生まれた40歳未満の者であること、2点目に、大学や大学院で、考古学や文化財学を学び、大学院の修士課程を修了した者又は、同等の研究経験、実務経験を有する者であること、3点目に、学芸員の資格を有しているか、令和7年3月31日までに有する見込みである者としております。 「6 応募書類の受付期間」は、来週の9月17日から10月31日までの約1か月間とし、「7 選考の期日」にありますように、1次選考、2次選考を経て、1月下旬に合格者を発表することとしており、人物重視の選考を行ってまいります。 なお、23ページ以降に掲載しております募集案内については、本日、報道機関にも配布いたしますが、併せて全国の都道府県教育委員会をはじめ、大学や大学院の考古学科等、関係機関に広く送付するとともに、県ホームページのみならず、民間の公務員試験情報サイトにも掲載を依頼し、広く募集を図ってまいります。以上、御報告申し上げます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ただいま、教育政策課から報告事項1について説明がありましたが、意見、質問はありますか。 それでは、報告事項1については、以上のとおりとします。 続いて報告事項2について、高校教育課から説明をお願いします。</p>
<p>高校教育課長</p>	<p>報告事項2、令和6年3月の公立高等学校等卒業生及び県立特別支援学校高等部卒業生の進路状況について御報告いたします。</p>

本調査は、県教委が進路状況を把握し、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の進路指導の一層の充実を図るため、毎年実施しているものです。

まず、公立高等学校等のうち全日制・定時制課程卒業者の進路状況から御説明します。資料①の37ページをお開きください。第1表は、卒業者の進路別状況です。令和6年3月の欄を御覧ください。

「大学等進学者（A）」の割合は51.3%、「専修学校等進（入）学者（B）」の割合は18.9%、一つ飛ばして「就職者（D）」の割合は27.4%、「その他（E）」の割合は1.9%となっており、昨年に比べて、大学等進学者の割合、そして就職者の割合が増加しています。

次に、38ページを御覧ください。第2表は、設置者別の大学等進学状況です。表の中の「大学」の「計」の欄にお示ししておりますように、大学等進学者のうち、大学への進学者の計は3,111人であり、構成比は92.1%です。同様に、短期大学への進学者の計は208人であり、構成比は6.2%です。

続いて39ページですが、第3表は、学部系統別の進学状況です。左側の「1 大学」の表を御覧ください。大学進学者のうち進学者数が最も多い系統は、大分類「社会科学」の中の「商学・経済学」であり、594人が進学し、構成比は19.1%となっています。次いで多いのは「工学」であり、559人が進学し、構成比は18.0%となっています。続いて、右側の表の短期大学については、進学者数が最も多い系統は「教育」であり、101人が進学し、構成比は48.6%となりました。

次に、40ページの第4表ですが、これは、大学等の所在地別にみた進学状況です。大学進学者のうち、山口県内の大学に進学した者は「1 大学進学者」の表の中の「山口県」の列の一番下の「合計」のところにお示ししておりますように、実数が969人で、構成比が31.1%となっています。同様に、短期大学進学者のうち、山口県内の短期大学に進学した者は、実数が112人で、構成比が53.8%となっています。

続いて、41、42ページの第5表は、国公立は3人以上、私立は10人以上が進学した大学及び短期大学を、地域別にまとめたものです。

次に、43ページの第6表は、専修学校等進学者の系統別状況です。最も多い区分は「医療」で、実数が370人、構成比が29.7%です。

続いて、就職の状況です。44ページの第7表は、就職者の職業別状況です。「区分」の列の中ほどにあります「生産工程従事者」の中の「製造・加工従事者」が712人と最も多く、構成比は39.6%です。

次に、45ページの第8表は、学科別の就職状況です。上の表の「就職者に占める各学科の状況」と、下の表の「各学科に占める就職者の状況」の双方において、「工業科」の構成比が高くなっており、上の表では52.9%、下の表では83.3%となっています。

次に、令和6年3月の県立特別支援学校高等部卒業者の進路状況について御説明いたします。まず、49ページをお開きください。

<p>教 育 長</p>	<p>第1表の卒業者の進路別状況についてですが、卒業者のうち、進学者の割合は3.6%、就職者の割合は31.3%、福祉施設の利用者の割合は61.2%、その他については、4.0%となっております。第2表は、進学先の一覧を、50ページの第3表は、就職者の職業別状況をお示ししております。また、51ページの第4表は、利用福祉サービスの一覧です。今後も、生徒一人ひとりの進路希望が叶うように全力で支援していきたいと考えております。</p> <p>ただいま、高校教育課から報告事項2について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
<p>小 崎 委 員</p>	<p>質問です、41ページの第5表について、周南公立大学が昨年に比べて進学者が倍以上に増えているのですが、何か理由があるのでしょうか。</p>
<p>高校教育課長</p>	<p>周南公立大学についてですが、今年から学部改編を行っておりまして、新しくスポーツ健康科学科、看護学科、情報科学科というのが設けられています。また、入学定員も、昨年度は280人でしたが、今年度から480人と大きくなっていますので、そこに県内の高校生が進学したのと考えています。</p>
<p>小 崎 委 員</p>	<p>こういう大学が増えると、残ってくれる子どもたちも増えると思いますし、第4表にあるように、山口県のところが969人となっております、昨年度から増えています、そういったことも関係して山口県に残る子どもたちが増えているということでしょうか。</p>
<p>高校教育課長</p>	<p>国立大学の進学者も増えていますが、公立大学への進学者が大きく増えていまして、周南公立大学、山陽小野田市立山口東京理科大学、こちらの方に進学している生徒が増えていまして、そういったところに進学する子どもが増えたために、こういった数値になっていると理解しています。</p>
<p>伊 藤 委 員</p>	<p>私は周南市に仕事場がありますので、周南公立大学のかなりの学生が実習に来ます。いろいろな場面でディスカッションをしたのですが、印象に残ったのが、山口県以外、関東や沖縄、四国からの学生が多いように感じました。その際、山口県の魅力などをPRし、将来、山口県で就職してほしいと伝えました。県外から大学に来たので、学生には「どうして山口県を選んだの」と聞いたところ、ホームページなどの山口県の情報を見て志願したと聞きました。是非、山口県以外からの学生が、山口県に残ってもらえるようなPRとか、学生がわくわくするような何かが教育委員会でもこれから企画していけばいいなと思いました。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>大学等については、教育委員会ではなく知事部局が所管しています。就職については産業労働部、大学等は学事文書課が担当部局になっておりますので、そちらの方に、伊藤委員の御意見を伝えておきたいと思います。</p>

<p>教 育 長</p>	<p>それでは、報告事項2については、以上のとおりとします。 続いて報告事項4について、学校安全・体育課から説明をお願いします。</p>
<p>学校安全・体育課長</p>	<p>令和7年度全国高等学校総合体育大会に向けた取組や準備状況等について、御報告します。資料52ページを御覧ください。</p> <p>まずは、7月21日から8月20日に開催されました北部九州総体の視察状況についてです。53ページの資料1にお示しのとおり、各競技会場では高校生による熱戦が繰り広げられており、大会運営におきましても、暑熱対策など安全・安心に十分に留意した運営体制が進められていました。また、高校生活動として地元高校生による大会運営補助や、地域紹介なども行われていました。参考といたしまして北部九州総体における山口県入賞者の状況を54ページの資料3にお示ししております。教育委員さん方にも御覧いただいた、柳井商工高校女子バドミントン部の大会4連覇をはじめ、4競技5種目において日本一が生まれるなど、県内高校生が躍動しており、次年度の県内開催に向けても期待が持てる結果となっております。</p> <p>次に高校生活動の取組についてです。主な取組内容については、52ページの(2)でお示しのとおりですが、9月6日に開催しました第2回実行委員会総会において、取組状況を、推進委員である高校生自らが説明を行いました。53ページの資料2は高校生活動の様子の一部を紹介したものとなっております。こうした高校生による明るく、意欲的な活動の様子は委員の皆様からの評判もとてもよいものであり、引き続き、高校生推進委員が主体的に活動できるよう、事務局としましても活躍の場の設定など調整を図ってまいります。</p> <p>今後のスケジュールについては、52ページの3にお示ししておりますが、9月30日に開催される全国高校総体中央委員会において、「競技種目別大会実施要項(案)」及び「山口県医療救護対策要領(案)」、「参加章(案)」についての承認をいただくこととなっております。また、開催に向けた広報活動においては、11月に中国5県が一堂に介し、広島県で中国総体カウントダウンイベントが開催されることとなっております。この他にも県内では、高校生活動推進委員が企画したPR活動や、プロスポーツ団体及び開催地域等と連携した活動を随時実施し、大会に向けての機運醸成を図ってまいりたいと考えております。報告は以上です。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ただいま、学校安全・体育課から報告事項4について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
<p>木 阪 委 員</p>	<p>私は今回の視察に行けなかったのですが申し訳なかったのですが、先ほどの報告の流れでいくと、会場に地元の大学だとか企業だとかPRしているようなことはあったのでしょうか。</p>
<p>学校安全・体育課長</p>	<p>全体的に簡素化されてきているようです。私も4県ほど行きましたが、県によって違いがありますが、地域のいろいろなものの紹介であるとか、高校生が制作したものの展示があったりであるとかはありま</p>

木 阪 委 員	<p>した。本県は地域連携が盛んになっているので、その辺とのつながりを高校生に投げかけております。また、高校生だけでなく、小学生や中学生、地域の方にも、例えばプランターを設置した際に、水やりをしてもらうなど、周りのゴミを拾うなど、様々な活動がインターハイを通じて可能性があると感じています。いろいろな情報をもらいながら、できることとできないことを精査し、高校生が活躍する場を設定し、見に来られる方々を歓迎したいと思っています。</p> <p>せっかくのチャンスなので大いに利用してもらったらと思います。</p>
小 崎 委 員	<p>佐賀県にバドミントンの視察をさせていただきました。ありがとうございました。本当に感動しました。これまで私はインターハイとは無縁で、自分の子どもたちも関係がなかったので、どこか他人事だったのですが、実際に行くと、生で高校生の活躍を見ると、素晴らしいな、高校生頑張っているなというのが直に伝わってきました。これが来年山口県で行われると思ったら、私のようにインターハイがよくわからないというような方々にも見ていただきたいし、見ていただけるような大会づくりをしてほしいと思います。また、高校生の活動について、先ほどありましたが、有田焼の風鈴は素晴らしかったです。そうやって地域をPRするのもよかったですし、高校生が考えた、映え写真のスポットであるとか、高校生らしいアイデアもたくさんあったので、スポーツだけでなく、いろいろな子どもと大人が集えるような、そういう大会であってほしいなと思いました。</p>
学校安全・体育課長	<p>ありがとうございます。実際に見に行っていたいろいろな感じただけだと思いますし、高校生ががんばっている姿を見ていただけでよかったです。平成28年度にもこういった形で開催しましたが、そのときから高校生の考えていることがまた一段と上がっているのを感じます。例えば、インスタも高校生が更新をするなど、自分たちでSNSを通じて発信してくれていますし、いろいろなアイデアを持っています。また、資料に写真を載せていますが、レノファ山口のホームゲームでは、オーロラビジョンで紹介もさせていただきました。これまで2度ほど紹介したのですが、大分トリニータというチームが来た際には、大分インターハイに合わせて、この前は岡山の推進委員の生徒が動画を送ってくれて、それを高校生が編集し、オーロラビジョンで流すと、1万1,000人が見ることができまして、岡山のサポーターも非常に喜んでおりました。高校生の無限のアイデアをできるだけ叶えてあげたいと思っています。</p>
藤 田 委 員	<p>甥が高校でバスケをしているのですが、コロナの頃はライブ配信をやっています、それは部活の試合に出れない子どもたちがインスタでライブ配信するので応援ができました。あと、民間の配信会社が決勝とか準決勝は配信しているようです。見に行けない人もいると思うので、配信を活用してみるのもいいのではないかと思います。例えば、お孫さんが出ておじいちゃんおばあちゃんたちも、会場に行けないけど見れるような工夫をしてみるのもいいのかなと思いました。</p>

学校安全・体育課長	<p>現在、全国高体連が、全ての試合をインハイTV、インターネットで見ることができます。全国高体連のホームページから見る事ができる状況になっています。会場の都合で入れないということも考えられますので、配信によってより多くの方に見ていただく機会はできていると思っていますし、また新たなことも考えていきたいと思っています。</p>
和泉委員	<p>私も佐賀へ視察に行かせてもらいました。目の前で日本一になるところ見させていただいて、非常に感動しました。会場もSAGAアリーナという立派な会場で、残念ながら山口県にはこれだけの会場はないなと思ったところです。来年はその代わりおもてなしの心で、高校生の選手の皆さんが思う存分力を十分に発揮できるように万全の態勢で迎えてもらえたらと思います。</p>
伊藤委員	<p>私も佐賀へ行かせていただいて、本当に感動いたしました。山口県の教育の中にスポーツ精神というものが、子どもたちの間で小学校から高校までやりたいという気持ちが持てるような、教育システムができているのだと感動しました。これからもよろしく願いいたします。</p>
教育長	<p>それでは、報告事項4については、以上のとおりとします。 それでは、協議事項に入りたいと思います。協議事項1について、学校運営・施設整備室から説明をお願いします。</p>
学校運営・施設整備室次長	<p>協議事項1「公の施設の見直しについて」です。資料55ページを御覧ください。55ページ下段ですが、県としては、公の施設については、平成30年3月策定の見直しの基本方針、点線枠内の①から④に基づき、市町への移管や廃止・統合、運営手法の見直し等の検討を進め、できるものから順次実施してきました。</p> <p>56ページ上段ですが、令和2年2月時点で、基本方針①から③に該当し、市町と継続協議で整理された施設が11あり、その中に美祢市の秋吉台青少年自然の家が含まれています。</p> <p>56ページ下段ですが、関係市町との協議は、新型コロナへの対応による行財政構造改革の一時凍結に伴い、中止しました。その後、今年3月に現況調査を実施し、新たな見直しの方向性を検討しました。検討の結果、57ページ上段ですが、各施設のあり方や県として果たすべき役割に大幅な変更は生じていないこと等から、従来の見直しの基本方針は改定を要さないものと判断しました。一方で、様々な行政財課題に対応するための活動拠点や推進ツールとして、新たな活用を考えていくことも必要と考えました。このため、57ページ下段の基本的な考え方に沿って今後対応していくこととしました。</p> <p>1の(1)のところですが、11施設については、当初の設置目的にこだわらず、各施設の利用価値とポテンシャルに着目し、多様化・複雑化する行政課題への対応のために最大限発揮させるとの方向で、今後の活用方策等を検討する。この結果、1の(2)のところですが、有効な活用方策が見当たらない、あるいは、新たな活用方策に費用対効果が見込めない等の場合には、従来の見直しの基本方針に基づ</p>

	<p>き、関係市町と改めて協議の上、見直しの方向性を決定することとしました。58ページ下段以降に、「施設ごとの見直しの方向性（案）」をお示ししており、秋吉台青少年自然の家については、59ページ下段に記載しています。児童生徒数や宿泊者数の減少、地域バランスを考慮し、青少年自然の家を4から3施設に再編し、老朽化の状況や利用者の減少を踏まえ、秋吉台青少年自然の家の廃止が適当と判断しました。これは、見直しの基本方針②の「利用が低迷している施設等は廃止を基本とする。ただし、希望があれば市町への移管」に該当するものです。今後は、59ページ下段の案をベースに、美祢市等関係者と協議を行い年度末までに方向性をまとめる予定で考えています。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ただいま、学校運営・施設整備室から協議事項1について説明がありました。意見、質問はありますか。</p>
<p>和 泉 委 員</p>	<p>老朽化の視点もあり、時代の流れで仕方ないところもありますが、教えていただきたいのですが、4施設から3施設に再編、地域バランスを考慮しているということですが、他の3施設の状況、それから秋吉台青少年自然の家がなくなると、近隣の学校で利用していたところは、他にどこに行くようになるのか、教育効果が高いと思いますので、そういった秋吉台に行っていた子どもたちが行けるようなところがあるのかを教えてください。</p>
<p>学校運営・施設整備室次長</p>	<p>他の3施設の状況ですが、まず、県東部地域にあるのが由宇青少年自然の家です。こちらは、東部地域の野外活動の拠点ということもありまして、建築年度は平成9年と比較的新しいものです。中部地域に十種ヶ峰青少年自然の家があります。これは森の関係の野外活動を中心に行っているところで、建設年度は昭和49年ですが、その中にある森のチャレンジコースというものがあまして、これは平成14年につくっておりますので、比較的新しい施設です。西部では、油谷青少年自然の家があります。こちらは長門市にありまして、海洋訓練施設ということで、カヤック等が体験できる施設です。建築年度は昭和46年ですが、体育館については昭和63年、研修棟については平成23年に整備したものです。受入体制については、油谷と十種ヶ峰は、過去の宿泊者数で見ると、近年落ちていることありまして、油谷と十種ヶ峰でその辺の受入はできるものと考えています。秋吉台青少年自然の家の建築年度は、昭和48年です。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>市町の方にも社会教育施設がありますので、その辺に小学校がありますから、そういったところが受入先として考えられます。</p>
<p>小 崎 委 員</p>	<p>廃止に対しての反対意見というのはあるのでしょうか。</p>
<p>学校運営・施設整備室次長</p>	<p>これから美祢市と関係者等に調整を図っていきますので、少しその辺の状況がはっきりわかっていませんが、これからの動きということになると思います。</p>
<p>小 崎 委 員</p>	<p>反対意見がでるかもしれないのでしょうか。</p>

<p>教 育 長</p>	<p>私は平成28年から関わっていますが、前の行財政構造改革の見直しの際、平成30年にありましたが、あの当時、秋吉台国際芸術村、秋吉台青少年自然の家が対象に挙がっておりまして、美祢の方で、秋吉台の国際芸術村、秋吉台青少年自然の家について、存続を求める要望書というのは提出されておりました。ですが、その時点で凍結ということで、改めて検討するという事になったのですが、社会教育施設については、先ほど事務局からありましたが、児童生徒数の減少とか、施設の老朽化等を考慮した場合、県として持つのは県央部、県東部、県西部の三つの地域にそれぞれ一つずつ拠点となる施設を設けるということで、地域バランスを考慮してこの3施設に統合されていくというのが、平成28年の頃から検討しておりまして、前の行財政構造改革のときに、4施設を3施設にするという方向で進めておりましたので、今回もその方向でいくと考えています。</p> <p>それでは協議事項1については、協議内容のとおりに進めていただきたいと思っております。</p> <p>次に、次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>次回の教育委員会会議は、令和6年10月18日（金）午後3時30分を予定しております。よろしく申し上げます。</p>